

再生可能エネルギーに関する事業の実施状況等についての報告書（要旨）

平成 26 年 10 月

会 計 検 査 院

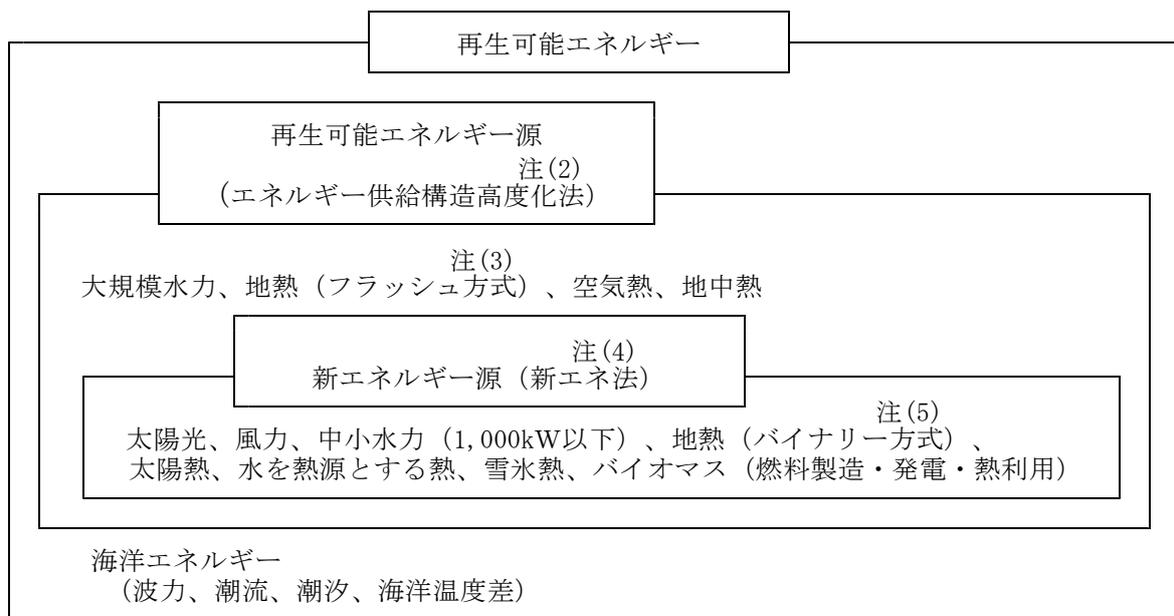
## 1 検査の背景

### (1) 再生可能エネルギーの概要

再生可能エネルギーとは、資源に限りがある石油、石炭、天然ガス等の化石エネルギーや原子力とは異なり、エネルギー源として永続的に利用することができるエネルギーであり、太陽光、風力、水力、バイオマス、地熱等の地球上で自然に起こる現象を利用して繰り返し使えるエネルギーであるとされている。そして、再生可能エネルギーの主な利用形態としては、発電と熱利用がある。

これらの再生可能エネルギーを関係法令等に基づき整理すると、図表1のとおりとなる。

図表1 再生可能エネルギーの概念図



注(1) 本表は経済産業省の公表資料に基づき会計検査院で作成した。

注(2) エネルギー供給構造高度化法 エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）

注(3) フラッシュ方式 地下から得られた蒸気に多くの熱水を含む場合、蒸気と熱水を分離させる気水分離器で蒸気のみを抽出し、その蒸気でタービンを回して発電する方式

注(4) 新エネ法 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（平成9年法律第37号）

注(5) バイナリー方式 地下から得られた低温の蒸気・熱水により沸点の低いアンモニア等の媒体を加熱して蒸発させ、その蒸気でタービンを回して発電する方式

25年度における我が国の年間発電電力量（9379億kWh）のうち、再生可能エネルギー源による発電電力量（1004億kWh）の占める割合は、水力発電が約8.5%、水力発電を除く再生可能エネルギー源によるものが約2.2%、合わせて約10.7%となっている。

## (2) エネルギー政策の変遷

### ア 石油代替エネルギーの開発及び導入

国は、昭和48年及び54年の二度の石油危機を教訓として、過度な石油依存から脱却し、エネルギーの供給を安定化させるため、石油代替エネルギーの開発及び導入の重要性を認識することになった。そして、石油代替エネルギーの開発の促進等のため、55年に「石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律」（昭和55年法律第71号。平成23年7月7日以降は「非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律」）を制定し、石油代替エネルギーに関する技術でその企業化の促進を図ることが特に必要なものの開発等の業務を総合的に行わせるために新エネルギー総合開発機構（15年10月1日以降は独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構。以下「NEDO」という。）を設立するなどしている。

また、14年には、エネルギーの安定供給の確保、環境への適合及び市場原理の活用をエネルギーの需給に関する施策についての基本方針とする「エネルギー政策基本法」（平成14年法律第71号。以下「エネルギー基本法」という。）を制定し、15年10月に、エネルギーの需給に関する施策の長期的、総合的かつ計画的な推進を図るためにエネルギーの需給に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定（閣議決定）している。基本計画は、少なくとも3年ごとに検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならないこととなっており、国は、19年3月、22年6月及び26年4月にそれぞれ新しい基本計画を策定（閣議決定）している（以下、26年4月に策定された基本計画を「第四次計画」という。）。

### イ 第四次計画における再生可能エネルギーの位置付け及び導入

第四次計画は、東日本大震災（23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害及びこれに伴う原子力発電所事故による災害をいう。以下同じ。）の発生等により、エネルギーをめぐる環境が大きく変化していたことなどを踏まえて策定されたものであり、中長期（今後20年程度）のエネルギー需給構造を視野に入れて、今後取り組むべき課題と長期的、総合的かつ計画的なエネルギー政策の方針がまとめられている。

そして、再生可能エネルギーについては、現時点では安定供給面、コスト面で様々な課題が存在するが、温室効果ガス（二酸化炭素、メタン等）を排出せず、国内で生産できることから、エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、重要な低炭素の国産エネルギー源であると位置付けられている。また、政策の方向性として、「2013年

(平成25年)から3年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進していく。」とされ、そのため、系統強化、規制の合理化、低コスト化等の研究開発等を着実に進めるとされている。このため、再生可能エネルギー等関係閣僚会議を創設し、政府の司令塔機能を強化するとともに、関係省庁間の連携を促進するとされている。さらに、「具体的な取組として、固定価格買取制度の適正な運用を基礎としつつ、環境アセスメントの期間短縮化等の規制緩和等を今後とも推進するとともに、高い発電コスト、出力の不安定性、立地制約といった課題に対応すべく、低コスト化・高効率化のための技術開発、大型蓄電池の開発・実証や送配電網の整備などの取組を積極的に進めていく。」とされている。第四次計画においては具体的な数値目標は設定されていない。

#### ウ 環境保全及び地球温暖化への対応

##### (ア) 環境保全への対応

国は、5年に環境基本法（平成5年法律第91号）を制定し、環境の保全について、基本理念を定め、同法に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めた環境基本計画を6年12月に策定（閣議決定）しており、その後、12年12月、18年4月及び24年4月にそれぞれ新しい環境基本計画を策定（閣議決定）している（以下、24年4月策定の環境基本計画を「第四次環境基本計画」という。）。そして、第四次環境基本計画においては、地球温暖化に関する取組等の優先的に取り組む重点分野が定められており、このうち地球温暖化に関する取組においては、施策の基本的方向性として、中長期的な国内対策として再生可能エネルギーの導入拡大等を実施すること、また、地方公共団体に期待される役割として、地域資源をいかした再生可能エネルギー等の導入を実施することが示されている。

##### (イ) 地球温暖化への対応

国は、10年に、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号。以下「温対法」という。）を制定して、京都議定書の規定に基づく約束を履行するために必要な目標の達成に関する計画（以下「京都議定書目標達成計画」という。）を定めるとともに、温室効果ガスの排出の抑制等のために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するよう努めることなどとしており、17年4月に京都議定書目標達成計画（20年3月全部改定）を策定（閣議決定）して、温室効果ガスの排出抑制・吸収量について目標達成のための対策と施策を行っている。そして、京都議定書目標達成計画において、「太陽光や太陽熱、風力、バイオマス等を活用した新エネルギー

一は、地球温暖化対策に大きく貢献するとともに、エネルギー源の多様化に資するため、国の支援策の充実等によりその導入を促進する。」などとされている。このように、再生可能エネルギーは、地球温暖化対策の面からも導入促進が求められている。

## エ 再生可能エネルギーの導入拡大政策

国は、14年に、「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」（平成14年法律第62号。以下「R P S法」という。）を制定し、15年4月以降、電気事業法（昭和39年法律第170号）に規定する一般電気事業者、特定電気事業者及び特定規模電気事業者（以下、これらを「電気事業者」という。）に対して、太陽光、風力、水力（出力1,000kW以下の発電）、バイオマス（廃棄物発電等）又は地熱によって発電された電気を一定量以上調達することを義務付けることとした。なお、R P S法における電気の価格については、電気事業者と再生可能エネルギー発電事業者（以下「再エネ事業者」という。）との間で定めることとなっている。

そして、国は、21年11月に、エネルギー供給構造高度化法に基づき、電気事業者に対して、500kW未満の太陽光発電の余剰電力について、国が定めた1kWh当たりの価格（以下「調達価格」という。）及び調達価格による調達に係る期間（以下「調達期間」という。）での調達を義務付ける制度（以下「余剰電力買取制度」という。）を創設している。余剰電力買取制度については、電気事業者が調達する電気の調達費用のうち、電気事業者が自ら電気を調達した場合の費用を超過する分の費用について、太陽光発電促進付加金として、通常の電気料金と併せて電気利用者から徴収する仕組みとなっている。

その後、国は、23年に、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用を促進することとして、R P S法に代わって「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（平成23年法律第108号。以下「再エネ法」という。）を制定し、電気事業者による再生可能エネルギー電気（以下「再エネ電気」という。）の調達に関し、その価格、期間等について特別の措置を講ずることにより、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用を促進することが、我が国の国際競争力の強化、地域の活性化等に寄与するなどとしている。そして、24年7月以降は、電気事業者に対して、再生可能エネルギー源（太陽光、風力、水力（出力30,000kW以下の発電）、バイオマス又は地熱）を用いて発電された電気について、調達価格及び調達期間での調達を義務付ける制度（以下「固定価格買取制度」という。）を導入して実施している。

## 2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

### (1) 検査の観点及び着眼点

再生可能エネルギーに関する事業を実施している主な機関は、内閣府、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省（以下、これらを総称して「6府省」という。）及びNEDO（以下、6府省とNEDOを合わせて「7府省等」という。）となっている。

そして、国は、26年4月にエネルギー基本計画を見直し、再生可能エネルギーに関しては、「2013年から3年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進していく。」とする政策の方向性を示しており、7府省等における再生可能エネルギーに関する事業を含む予算額は、毎年度多額に上っている。また、7府省等が直接導入した、又は都道府県、市区町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）及び民間団体（以下、これらを合わせて「地方公共団体等」という。）が7府省等の補助金、交付金、助成金、負担金等（以下「国庫補助金等」という。）を活用して導入した再生可能エネルギー設備も多数に上っている。

また、24年7月に再エネ法に基づく固定価格買取制度が導入されて以降、国庫補助金等を利用して導入した再エネ発電設備によって発電された電気を固定価格買取制度に基づき売電する地方公共団体等が増加している。

そして、地方公共団体において、国庫補助金等を利用して再生可能エネルギー設備を導入する場合は、導入した再生可能エネルギー設備を効率的に活用して、国の施策に準じた施策を講ずるとともに、その区域の実情に応じた施策を実施等するための計画を策定することが重要である。

そこで、7府省等における再生可能エネルギーに関する事業の実施状況等について、経済性、効率性、有効性等の観点から、次のような点に着眼して検査を実施した。

ア 7府省等及び地方公共団体等が導入した再生可能エネルギー設備は導入目的どおり活用されているか。

イ 6府省において再エネ法に基づく固定価格買取制度における国庫補助金等の取扱いは適切に行われているか。

ウ 地方公共団体において再生可能エネルギーの導入等に関する計画が適切に策定されているか。

## (2) 検査の対象及び方法

21年度から25年度までの間に、7府省等が直接導入した、又は地方公共団体等が国庫補助金等を活用して導入した再生可能エネルギー発電設備（太陽光、風力、水力、バイオマス又は地熱。以下「再エネ発電設備」という。）及び再生可能エネルギー源による熱利用設備（太陽熱、雪氷熱、バイオマス熱、温度差熱、地中熱、空気熱又は温泉熱。以下「再エネ熱利用設備」という。）等を対象とした。

(注1)

そして、7府省等及び12道府県において、再生可能エネルギーに関する事業の実施状況等について、関係資料の提出や説明を受けたり、現地の状況を確認したりするなどして会

(注2)

計実地検査を実施した。また、7府省等並びに上記の12道府県及び32都府県の計44都道府県（管内1,615市町村）から21年度から25年度までの間における再生可能エネルギーに関する事業の実施状況等に係る調書の提出を受けるなどして、再生可能エネルギーの導入・稼働・廃止状況、固定価格買取制度における国庫補助金等の取扱状況、再生可能エネルギーに関する計画の策定状況等について検査を実施した。

なお、東日本大震災により特に甚大な被害を受けた岩手、宮城、福島各県については、検査の対象から除外した。

(注1) 12道府県 北海道、京都府、青森、千葉、神奈川、愛知、山口、徳島、福岡、熊本、鹿児島、沖縄各県

(注2) 32都府県 東京都、大阪府、秋田、山形、茨城、栃木、群馬、埼玉、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、香川、愛媛、高知、佐賀、長崎、大分、宮崎各県

## 3 検査の状況

### (1) 再生可能エネルギーに関する事業の実施状況等

#### ア 再生可能エネルギーに関する事業の実施状況

##### (ア) 7府省等における再エネ発電設備の導入状況

7府省等が、自ら又は委託者として、21年度から25年度までの間に導入した再エネ発電設備の種類別の導入状況についてみたところ、図表2のとおり、計47設備（設備容量計10,338kW、事業費計191億6199万円）となっていた。そして、種類別に設備数をみると、太陽光発電設備が計22設備（47設備の46.8%）と最も多くなっており、次いで水力発電設備が計13設備（同27.6%）等となっていた。

図表2 7府省等における再エネ発電設備の導入状況（平成21年度～25年度）

区分		平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	計	
								(構成比)
太陽光 (非住宅用) 注(1)	設備数	7	4	6	3	2	22	(46.8%)
	設備容量 (kW)	412	80	182	73	60	807	(7.8%)
	事業費 (百万円)	435	1,655	1,495	73	89	3,749	(19.5%)
風力	設備数	0	0	0	0	2	2	(4.2%)
	設備容量 (kW)	0	0	0	0	4,380	4,380	(42.3%)
	事業費 (百万円)	0	0	0	0	8,272	8,272	(43.1%)
水力 注(2)	設備数	1	3	2	4	3	13	(27.6%)
	設備容量 (kW)	0	76	2	239	3,182	3,499	(33.8%)
	事業費 (百万円)	7	286	96	496	4,113	5,000	(26.0%)
バイオマス 注(3)	設備数	5	0	0	0	4	9	(19.1%)
	設備容量 (kW)	616	0	0	0	820	1,436	(13.8%)
	事業費 (百万円)	429	0	0	0	1,094	1,524	(7.9%)
地熱	設備数	0	0	0	0	1	1	(2.1%)
	設備容量 (kW)	0	0	0	0	216	216	(2.0%)
	事業費 (百万円)	0	0	0	0	614	614	(3.2%)
計	設備数	13	7	8	7	12	47	(100%)
	設備容量 (kW)	1,028	156	184	312	8,658	10,338	(100%)
	事業費 (百万円)	872	1,942	1,591	570	14,185	19,161	(100%)

注(1) 太陽光発電設備は、住宅用、信号機用、表示板用等の小規模（10kW未満）の発電設備を除いている。

注(2) 水力発電設備は、30,000kW以下の発電設備である。

注(3) バイオマス発電設備は、発電設備に供給するバイオマス由来の燃料源を精製する設備を含む。

(イ) 7府省等における再エネ熱利用設備の導入状況

7府省等が、自ら又は委託者として、21年度から25年度までの間に導入した再エネ熱利用設備の種類別の導入状況についてみたところ、図表3のとおり、計39設備（設備容量計25,703,715kJ/h、事業費計39億2351万円）となっていた。そして、種類別に設備数をみると、バイオマス熱利用設備が計29設備（39設備の74.3%）と最も多く、次いで地中熱利用設備が計6設備（同15.3%）、太陽熱利用設備が計3設備（同7.6%）等となっていた。

図表3 7府省等における再エネ熱利用設備の導入状況（平成21年度～25年度）

区分		平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	計	
								(構成比)
バイオマス熱	設備数	15	4	0	0	10	29	(74.3%)
	設備容量 (kJ/h)	10,358,615	11,997,999	0	0	1,979,978	24,336,592	(94.6%)
	事業費 (百万円)	799	1,892	0	0	123	2,815	(71.7%)
雪氷熱	設備数	0	0	0	0	1	1	(2.5%)
	設備容量 (kJ/h)	0	0	0	0	397,080	397,080	(1.5%)
	事業費 (百万円)	0	0	0	0	181	181	(4.6%)
太陽熱	設備数	2	0	0	0	1	3	(7.6%)
	設備容量 (kJ/h)	26,905	0	0	0	496,800	523,705	(2.0%)
	事業費 (百万円)	269	0	0	0	187	457	(11.6%)
地中熱	設備数	0	6	0	0	0	6	(15.3%)
	設備容量 (kJ/h)	0	446,338	0	0	0	446,338	(1.7%)
	事業費 (百万円)	0	469	0	0	0	469	(11.9%)
計	設備数	17	10	0	0	12	39	(100%)
	設備容量 (kJ/h)	10,385,520	12,444,337	0	0	2,873,858	25,703,715	(100%)
	事業費 (百万円)	1,068	2,362	0	0	492	3,923	(100%)

(ウ) 国庫補助金等を活用した再エネ発電設備の導入状況

地方公共団体等が、21年度から25年度までの間に、国庫補助金等を活用して導入した再エネ発電設備（以下「再エネ発電設備（補助）」という。）の種類別の導入状況についてみたところ、図表4のとおり、計6,628設備（設備容量計1,524,856kW、発電設備に係る国庫補助金等計1808億8557万円）となっていた。そして、種類別の設備数は、太陽光発電設備が計6,331設備（6,628設備の95.5%）とその大部分を占めていた。なお、20年度から25年度までの間に経済産業省所管の補助事業により導入された太陽光発電設備（住宅用）は、1,091,724設備（国庫補助事業実績額2214億2663万円）となっているが、地方公共団体以外の者が補助金により住宅に導入するものであること、10kW未満の小規模な発電設備であることなどから、図表4には含めていない。

図表4 再エネ発電設備（補助）の導入状況（平成21年度～25年度）

区分		平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	計	
								(構成比)
太陽光 (非住宅用) 注(1)	設備数	1,138	2,982	573	588	1,050	6,331	(95.5%)
	設備容量(kW)	43,564	432,513	68,267	14,530	30,150	589,026	(38.6%)
	発電設備の設置費(百万円)	27,556	90,393	31,140	13,833	28,197	191,122	(54.3%)
	発電設備に係る国庫補助金等(百万円)	16,106	60,854	14,820	6,567	16,967	115,316	(63.7%)
風力	設備数	42	14	27	5	14	102	(1.5%)
	設備容量(kW)	58,504	560	39,662	57	4,355	103,138	(6.7%)
	発電設備の設置費(百万円)	15,815	456	11,753	80	1,341	29,447	(8.3%)
	発電設備に係る国庫補助金等(百万円)	4,942	220	4,624	17	1,200	11,006	(6.0%)
水力 注(2)	設備数	11	24	26	7	24	92	(1.3%)
	設備容量(kW)	1,219	7,003	22,715	29,041	205,181	265,160	(17.3%)
	発電設備の設置費(百万円)	1,330	3,654	9,202	3,601	4,440	22,230	(6.3%)
	発電設備に係る国庫補助金等(百万円)	625	1,431	2,655	651	1,400	6,764	(3.7%)
バイオマス 注(3)	設備数	15	11	16	17	32	91	(1.3%)
	設備容量(kW)	99,090	8,918	25,750	55,109	80,671	269,538	(17.6%)
	発電設備の設置費(百万円)	33,487	6,960	17,392	23,105	19,825	100,770	(28.6%)
	発電設備に係る国庫補助金等(百万円)	15,389	2,568	7,246	9,528	11,161	45,895	(25.3%)
地熱発電	設備数	0	2	1	3	5	11	(0.1%)
	設備容量(kW)	0	30,100	28,800	49,000	190,043	297,943	(19.5%)
	発電設備の設置費(百万円)	0	637	357	2,085	4,474	7,555	(2.1%)
	発電設備に係る国庫補助金等(百万円)	0	117	71	399	915	1,503	(0.8%)
海洋温度差	設備数	0	0	0	0	1	1	(0.0%)
	設備容量(kW)	0	0	0	0	50	50	(0.0%)
	発電設備の設置費(百万円)	0	0	0	0	398	398	(0.1%)
	発電設備に係る国庫補助金等(百万円)	0	0	0	0	398	398	(0.2%)
計	設備数	1,206	3,033	643	620	1,126	6,628	(100%)
	設備容量(kW)	202,377	479,095	185,194	147,737	510,451	1,524,856	(100%)
	発電設備の設置費(百万円)	78,189	102,102	69,847	42,706	58,678	351,525	(100%)
	発電設備に係る国庫補助金等(百万円)	37,063	65,193	29,419	17,164	32,044	180,885	(100%)

注(1) 太陽光発電設備は、住宅用、信号機用、表示板用等の小規模（10kW未満）の発電設備を除いている。

注(2) 水力発電設備は、30,000kW以下の発電設備である。

注(3) バイオマス発電設備は、発電設備に供給するバイオマス由来の燃料源を精製する設備を含む。

(エ) 国庫補助金等を活用した再エネ熱利用設備の導入状況等

地方公共団体等が、21年度から25年度までの間に、国庫補助金等を活用して導入した再エネ熱利用設備（以下「再エネ熱利用設備（補助）」という。）の導入状況

についてみたところ、図表5のとおり、計1,122設備（設備容量計1,121,442,492kJ/h、国庫補助金等交付額計509億0257万円）となっていた。そして、種類別の設備数は、バイオマス熱利用設備が663設備（1,122設備の59.0%）と最も多くなっており、次いで太陽熱利用設備が205設備（同18.2%）、地中熱利用設備が164設備（同14.6%）等となっていた。

図表5 再エネ熱利用設備（補助）の導入状況（平成21年度～25年度）

区分		平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	計	
								(構成比)
バイオマス熱	設備数	120	129	180	81	153	663	(59.0%)
	設備容量 (kJ/h)	112,141,788	134,977,293	322,650,105	327,888,058	140,267,904	1,037,925,148	(92.5%)
	事業費 (百万円)	32,860	18,907	14,573	20,430	137,766	224,537	(47.4%)
	うち国庫補助対象事業費	26,797	14,541	13,101	17,556	18,810	90,806	(66.9%)
	うち国庫補助金等交付額	11,949	7,527	7,081	6,616	4,754	37,930	(74.5%)
雪氷熱	設備数	3	3	2	3	5	16	(1.4%)
	設備容量 (kJ/h)	124,500	39,157	0	270,000	687,506	1,121,163	(0.0%)
	事業費 (百万円)	49	666	14	414	1,161	2,307	(0.4%)
	うち国庫補助対象事業費	49	468	132	160	1,074	1,886	(1.3%)
	うち国庫補助金等交付額	49	170	7	79	833	1,140	(2.2%)
温度差熱	設備数	7	0	4	2	2	15	(1.3%)
	設備容量 (kJ/h)	7,870,717	0	1,029,793	1,967,850	273,515	11,141,875	(0.9%)
	事業費 (百万円)	3,184	0	196	644	69	4,094	(0.8%)
	うち国庫補助対象事業費	2,155	0	189	630	65	3,040	(2.2%)
	うち国庫補助金等交付額	725	0	92	210	33	1,061	(2.0%)
太陽熱	設備数	25	36	37	48	59	205	(18.2%)
	設備容量 (kJ/h)	523,767	1,582,421	938,256	2,749,837	2,714,202	8,508,484	(0.7%)
	事業費 (百万円)	1,412	7,693	2,390	7,190	87,565	106,252	(22.4%)
	うち国庫補助対象事業費	1,282	2,722	2,073	2,183	9,240	17,502	(12.9%)
	うち国庫補助金等交付額	624	967	852	484	912	3,841	(7.5%)
空気熱	設備数	8	6	0	1	2	17	(1.5%)
	設備容量 (kJ/h)	3,906,000	4,473,000	0	780,000	394,200	9,553,200	(0.8%)
	事業費 (百万円)	249	644	0	47	28	969	(0.2%)
	うち国庫補助対象事業費	79	547	0	47	17	692	(0.5%)
	うち国庫補助金等交付額	26	350	0	23	13	413	(0.8%)
地中熱	設備数	11	14	32	35	72	164	(14.6%)
	設備容量 (kJ/h)	1,980,794	3,530,830	10,744,124	4,645,882	17,121,335	38,022,965	(3.3%)
	事業費 (百万円)	726	5,412	3,457	74,594	49,142	133,333	(28.1%)
	うち国庫補助対象事業費	410	3,017	1,855	8,516	6,015	19,816	(14.6%)
	うち国庫補助金等交付額	273	1,565	929	1,252	1,718	5,739	(11.2%)
温泉熱	設備数	10	4	9	7	12	42	(3.7%)
	設備容量 (kJ/h)	1,526	732,243	1,834,236	4,886,618	7,715,033	15,169,656	(1.3%)
	事業費 (百万円)	380	211	338	546	660	2,137	(0.4%)
	うち国庫補助対象事業費	356	207	319	448	579	1,911	(1.4%)
	うち国庫補助金等交付額	118	61	116	144	333	774	(1.5%)
計	設備数	184	192	264	177	305	1,122	(100%)
	設備容量 (kJ/h)	126,549,093	145,334,944	337,196,514	343,188,246	169,173,695	1,121,442,492	(100%)
	事業費 (百万円)	38,863	33,536	20,970	103,867	276,393	473,632	(100%)
	うち国庫補助対象事業費	31,132	21,504	17,672	29,543	35,803	135,656	(100%)
	うち国庫補助金等交付額	13,768	10,642	9,080	8,811	8,598	50,902	(100%)

## イ 再生可能エネルギー設備の休止の状況

7府省等が自ら若しくは委託者として、又は地方公共団体等が国庫補助金等を活用して、21年度から25年度までの間に導入した設備のうち、26年3月末時点において休止している設備は、図表6のとおり、計41設備となっていた。そして、事業主体は、休止の主な理由を、故障の原因を調査中のため（16設備）、修理や部品等の調達に時間を要しているため（5設備）などとしている。また、これら41設備の中には、1年以上休止している設備が計8設備見受けられた。このほか、20年度以前に国庫補助事業で導入した設備が休止しているもの1設備（国庫補助金交付額2億8496万円（10、11、

13各年度) ) が見受けられた。

図表6 休止している再エネ発電設備等

区分	休止している設備	休止している主な理由				再稼働の予定			
		うち1年以上 休止して いる設備	故障の原因 を調査中 のため	修理や部品 等の調達に 時間を要し ているため	その他	再稼働する 予定である	検討中であ る	再稼働しな い	
太陽光	設備数	18	4	10	4	4	16	2	0
	設備容量 (kW)	317	100	126	112	79	258	59	0
	発電設備の設置費 (百万円)	488	106	195	214	78	437	50	0
	発電設備に係る国庫補助金等 (百万円)	255	37	111	104	39	230	25	0
風力	設備数	4	1	3	0	1	3	1	0
	設備容量 (kW)	2,041	1	2,040	0	1	2,040	1	0
	発電設備の設置費 (百万円)	649	9	639	0	9	639	9	0
	発電設備に係る国庫補助金等 (百万円)	256	4	252	0	4	252	4	0
バイオマス	設備数	1	0	0	1	0	1	0	0
	設備容量 (kW)	1,990	0	0	1,990	0	1,990	0	0
	発電設備の設置費 (百万円)	1,230	0	0	1,230	0	1,230	0	0
	発電設備に係る国庫補助金等 (百万円)	83	0	0	83	0	83	0	0
バイオマス熱	設備数	3	1	1	0	2	3	0	0
	設備容量 (kJ/h)	18,119	1,276	1,276	0	16,843	18,119	0	0
	事業費 (百万円)	42	33	33	0	9	42	0	0
	うち国庫補助金等交付額	18	14	14	0	4	18	0	0
太陽熱	設備数	5	1	1	0	4	4	1	0
	設備容量 (kJ/h)	5,824,955	836,800	164,155	0	5,660,800	5,660,800	164,155	0
	事業費 (百万円)	1,642	14	44	0	1,597	1,597	44	0
	うち国庫補助金等交付額	379	14	20	0	358	358	20	0
地中熱	設備数	10	1	1	0	9	9	1	0
	設備容量 (kJ/h)	1,726,433	117,352	81,000	0	1,645,433	1,609,081	117,352	0
	事業費 (百万円)	258	4	11	0	246	254	4	0
	うち国庫補助金等交付額	109	1	2	0	106	107	1	0
計	設備数	41	8	16	5	20	36	5	0

(注) 定期点検で休止している設備を除いている。

#### ウ 7府省等が実施している再生可能エネルギーに関する事業の重複等の状況

7府省等が実施している再生可能エネルギーに関する国庫補助事業には、類似の事業が多数見受けられ、また、各国庫補助事業に関する情報は府省ごとに発信されている。このような状況について、地方公共団体に見解を徴したところ、これらの情報の把握や類似事業の比較分析等に相当の時間を要することなどから、いわゆる事業の縦割りによる弊害等について問題があるなどとしている。

そこで、学校は、太陽光発電設備の導入場所として全導入数の約6割を占めていることから、21年度から25年度までの間に地方公共団体等が太陽光発電設備を学校に導入するに当たり活用した国庫補助金等の所管府省についてみたところ、図表7のとおり、5府省、計3,830設備（国庫補助金等交付額546億2445万円）となっており、その内訳は、文部科学省が3,506設備（同483億1522万円）、環境省が145設備（同28億9476万円）、内閣府が121設備（同27億2507万円）、経済産業省が46設備（同5億7099万円）、国土交通省が12設備（同1億1839万円）となっていた。

図表7 学校に導入された太陽光発電設備に係る国庫補助金等の所管府省（平成21年度～25年度）

区分	設備数	国庫補助金等交付額 (百万円)
内閣府	121	2,725
文部科学省	3,506	48,315
経済産業省	46	570
国土交通省	12	118
環境省	145	2,894
計	3,830	54,624

上記のように、地方公共団体等が学校に太陽光発電設備を導入した際に活用した国庫補助金等を所管する府省は5府省に上っている。また、各府省が実施する国庫補助事業の目的は様々であり、例えば、文部科学省における目的は環境教育のため、環境省における目的は防災拠点の機能維持のためなどとなっている。

そして、太陽光発電設備を導入した地方公共団体によれば、上記のように各府省が異なる目的別に様々な国庫補助事業を用意していることは、選択の幅が広がるなどという面において歓迎するとしている。一方、国庫補助事業を所管する府省が複数にまたがることから各府省がどのような国庫補助事業を行っているのかについて情報収集が困難であることなどの問題点を指摘する地方公共団体も見受けられる。

## (2) 再エネ法に基づく固定価格買取制度の実施状況

### ア 再エネ法に基づく固定価格買取制度の概要等

#### (ア) 再エネ法に基づく固定価格買取制度の概要

前記のとおり、再生可能エネルギー源の利用を促進することとして、再エネ法に基づき、24年7月1日から固定価格買取制度が導入され実施されている。

電気事業者が再エネ電気の買取りに要する費用は、電気の使用者から、使用した電気に係る電気料金と併せて再エネ電気の供給の対価の一部として賦課金を徴収することにより賄うこととなっている。

#### (イ) 再エネ電気の調達価格及び調達期間

再エネ法によれば、経済産業大臣は、毎年度、再エネ発電設備の区分、設置の形態及び規模ごとに調達価格及び調達期間（以下「調達価格等」という。）を定めることとされている。

調達価格は、再エネ発電設備による再エネ電気の供給を調達期間にわたり安定的に行うことを可能とする価格として、当該供給が効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用等を基礎とし、我が国における再エネ電気の供給量の状況、再エネ発電設備を用いて再エネ電気を供給しようとする者が受けるべき適正な利潤等を勘案して定めるものとされている。また、調達期間は、再エネ発電設備による再エネ電気の供給の開始から、その供給の開始後に行われる再エネ発電設備の重要な部分の更新の時までの標準的な期間を勘案して定めるものとされている。

そして、経済産業大臣は、再エネ法に基づき、24年度以降、毎年度調達価格等（図表8参照）について定めて、これらを告示している（以下「調達告示」という。）。

また、調達告示によれば、再エネ法の施行日の前に発電を開始した再エネ発電設備に係る調達期間は、調達告示に規定する調達期間から、発電開始日から再エネ法の施行の日までの期間に相当する期間を除いた期間とするとされている。

図表8 調達告示における調達価格等

再エネ発電設備の区分	太陽光		風力			水力					バイオマス メタン発酵バイオガス 。固形燃料燃焼（リサイクル木材）等	地熱	
	10kW以上	10kW未満	20kW以上	20kW未満	洋上風力 (20kW以上)	1000kW以上～ 30000kW未満	200kW以上～ 1000kW未満	200kW未満	特定水力発電設備 <sup>注(2)</sup> (200kW以上～ 1000kW未満) (1000kW以上～ 30000kW未満)			1.5万kW以上	1.5万kW未満
注(1) 平成24年度 調達価格	40円	42円等	22円	55円	—	24円	29円	34円	—	—	13円～39円	26円	40円
25年度 調達価格	36円	38円等	22円	55円	—	24円	29円	34円	—	—	13円～39円	26円	40円
26年度 調達価格	32円	37円等	22円	55円	36円	24円	29円	34円	21円	14円	13円～39円	26円	40円
調達期間	20年	10年	20年	20年	20年	20年	20年	20年	20年	20年	20年	15年	15年

注(1) 平成24年7月1日から25年3月31日まで

注(2) 特定水力発電設備とは、水力発電設備のうち、水車及び発電機、変圧器、遮断機その他の電気設備の全部並びに水圧管路の全部若しくは一部のみを新設し、又は更新するもの

注(3) 10kW未満の太陽光発電設備以外の再エネ発電設備の調達価格は、本表の金額に消費税相当額を加えて得た額である。なお、消費税率は、平成24、25両年度については調達価格の5%、26年度については同8%である。

調達価格には、再エネ発電設備の建設価格が織り込まれている。また、通常よりも高い価格で売電を行うことにより再エネ事業者が得ることとなる利益は、賦課金の形で電気の利用者、最終的には国民の負担となる。これらのことなどを勘案して、再エネ発電設備に交付された補助金と売電による利益とが重複し、再エネ事業者に対していわば二重の給付となることを回避する観点から、調達告示に

よれば、再エネ事業者が、固定価格買取制度の導入目的（再生可能エネルギー源の利用等の促進）と政策目的が重複する経済産業省所管の国庫補助金である地域新エネルギー等導入促進対策費補助金、新エネルギー等事業者支援対策費補助金、新エネルギー事業者支援対策費補助金及び中小水力・地熱発電開発費等補助金（以下、これらを合わせて「4補助金」という。）を活用して導入した再エネ発電設備で発電した電気については、調達価格から国庫補助金相当額を控除することとされている（図表9参照）。

図表9 調達価格から国庫補助金相当額を控除する算式

$$\text{調達価格} - \left( \frac{\text{国庫補助金の交付額}}{\text{当該設備の供給に係る再エネ電気の一年当たりの発電見込量} \times \text{当該設備に係る調達期間}} \right)$$

イ 固定価格買取制度施行に伴う6府省の再エネ発電設備に対する国庫補助金等の取扱状況

固定価格買取制度において認定を受け、国庫補助金等を活用して導入した設備（以下「認定設備（補助）」という。）に対する国庫補助金等の取扱状況についてみると、都道府県等が認定設備（補助）を導入する際に活用した国庫補助事業は、計41事業であった。そして、これらの国庫補助事業において認定設備（補助）に対する国庫補助金等の取扱いがどのようになっているかをみると、図表10のとおり、国庫補助金等の取扱いに関する規定がないものが17事業と最も多くなっていた。一方、調達価格から当該国庫補助金等相当額を控除することとされている国庫補助事業が4補助金の4事業あるほか、一部の国庫補助事業においては、国庫補助金等相当額を返還させていたり、認定設備（補助）に係る売電収入の用途を限定していたりするなどしていた。

上記取扱いの区分ごとに認定設備（補助）を分類すると、計853設備のうち、国庫補助金等を返還しなくてもよいこととしている設備は470設備（853設備の55.0%）、国庫補助金等の取扱いに関する規定がない設備は169設備（同19.8%）、売電収入の用途を限定している設備は95設備（同11.1%）、固定価格買取制度の調達価格から国庫補助金等相当額を控除することとしている設備は84設備（同9.8%）、自家消費分と売電分との割合で案分するなどして国庫補助金等相当額を一部返還させることとしている設備は26設備（同3.0%）、売電は補助事業の対象外であることから国庫

補助金等を全額返還させることとしている設備は3設備（同0.3%）等となっていた。

図表10 認定設備（補助）に対して交付された国庫補助金等の取扱状況

区分	認定設備（補助）		認定設備（補助）に対して交付された国庫補助金等の取扱状況													
			固定価格買取制度の調達価格から国庫補助金等相当額を控除することとしている		自家消費分と売電分の割合で按分するなどして国庫補助金等相当額を一部返還させることとしている		売電は補助事業の対象外であることから国庫補助金等を全額返還させることとしている		国庫補助金等を返還しなくてもよいこととしている		国庫補助金等の取扱いに関する規定がない		売電収入の用途を限定している		その他	
			事業数	設備数	事業数	設備数	事業数	設備数	事業数	設備数	事業数	設備数	事業数	設備数	事業数	設備数
内閣府	1	30	0	0	0	0	0	0	0	0	1	30	0	0	0	0
文部科学省	7	539	0	0	0	0	1	1	4	470	2	68	0	0	0	0
農林水産省	9	27	0	0	0	0	1	2	0	0	2	6	5	18	1	1
経済産業省	6	86	4	82	0	0	0	0	0	0	2	4	0	0	0	0
国土交通省	12	59	0	0	5	26	0	0	0	0	7	33	0	0	0	0
環境省	6	110	0	0	0	0	0	0	0	0	3	28	1	77	2	5
NEDO	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	41	853	4	84	5	26	2	3	4	470	17	169	6	95	3	6

(注) NEDOの事業は、経済産業省の事業と重複しているため、事業数には計上していない。

以上のとおり、認定設備（補助）を導入する際に活用した国庫補助金等の取扱いに関する規定がない又は国庫補助金等を返還しなくてもよいこととしている国庫補助事業が多数あり、これに係る認定設備（補助）639設備については、当該国庫補助金等の交付目的が固定価格買取制度の導入目的（再生可能エネルギー源の利用等の促進）とは異なっていることなどを理由に、調達価格から国庫補助金等相当額を控除せずに売電が行われていたり、国庫補助金等が返還されていなかったりしていた。

しかし、前記のとおり、固定価格買取制度における調達価格には再エネ発電設備の建設価格が織り込まれており、また、通常よりも高い価格で売電を行うことにより、再エネ事業者が得ることとなる利益は、賦課金の形で最終的に国民の負担となるものであることから、再エネ発電設備の導入に国庫補助金等を活用するとともに、固定価格買取制度に基づき売電を行う場合は、国庫補助金等の交付目的を逸脱していないかなどについて、適宜、確認していく必要がある。

### (3) 地方公共団体における再生可能エネルギーの導入等に関する計画の策定等

#### ア 再生可能エネルギーの導入等に関する計画の策定状況

エネルギー基本法によれば、地方公共団体は、基本方針にのっとり、エネルギーの需給に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その区域の実情に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとされている。そして、前記のように、地方公共団体は、エネルギー基本法に基づく施策を実施するなどのため、国庫補助金等を活用して再生可能エネルギー設備を多数導入しており、交付された国庫補助金等の額も多額に上っている。

一方、温対法によれば、都道府県及び市町村は、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画（事務事業編）」という。）を策定するものとされている。また、都道府県並びに政令指定都市、中核市及び特例市（以下、政令指定都市、中核市及び特例市を「指定都市等」という。）については、地方公共団体実行計画（事務事業編）のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項として、太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項等についても地方公共団体実行計画に定める（以下、当該部分を「地方公共団体実行計画（区域施策編）」という。）ものとされている。

また、環境基本法によれば、地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策等を策定し、及び実施する責務を有するとされている。このため、多くの地方公共団体は、国の環境基本計画に準じ、その区域における環境保全施策の基本となる計画（以下「地方公共団体環境基本計画」という。）を策定している。そして、第四次環境基本計画において、地方公共団体に期待される役割として、地域資源をいかした再生可能エネルギー等の導入を実施することが示されていることから、一部の地方公共団体環境基本計画には、再生可能エネルギーの導入に関する事項等が定められている。

このように、地方公共団体は、国の施策に準ずるなどして、地方公共団体実行計画（事務事業編）、地方公共団体実行計画（区域施策編）、地方公共団体環境基本計画等において、自ら再生可能エネルギーの導入等に関する事項を盛り込んで策定することが期待されている（以下、再生可能エネルギーの導入等に関する事項を盛り込んで策定された地方公共団体実行計画等を「再エネ導入促進計画」という。）。

したがって、地方公共団体が適切な再エネ導入促進計画を策定することは、国庫補助金等を活用して導入した再生可能エネルギー設備を効率的に活用して、国の施策に準じた施策を講じ、その区域の実情に応じた施策を実施していくことなどを確保する上で重要な第一歩となるものである。

そこで、検査を実施した44都道府県及び1,615市町村（市町村を指定都市等、指定都市等以外の市、町村に区分して分析している場合、特別区は指定都市等以外の市に含む。

以下同じ。) 、計1,659団体における再エネ導入促進計画の策定状況等についてみたところ、図表11のとおり、再エネ導入促進計画を策定している地方公共団体は、966団体(1,659団体の58.2%)となっていた。しかし、残りの693団体(同41.7%)は、再エネ導入促進計画を特段策定しておらず、特に町村の半数以上が再エネ導入促進計画を策定していない状況となっていた。また、966団体が策定した再エネ導入促進計画における再生可能エネルギーの導入目標の設定状況についてみたところ、目標年度や目標数値を具体的に設定するなど定量的な導入目標を設定している地方公共団体が466団体となっていた一方で、できるだけ早い時期に可能な限り再生可能エネルギーの導入を図るといのように、定性的な導入目標だけを設定している地方公共団体が500団体となっていた。

図表11 再エネ導入促進計画の策定状況等

区分	団体数 (A)	再エネ導入促進計画を策定している団体数 (B)	(B)/(A)	定量的な導入目標を設定している団体数					定性的な導入目標を設定している団体数	再エネ導入促進計画を策定していない団体数 (C)	(C)/(A)
				地方公共団体実行計画(事務事業編)	地方公共団体実行計画(区域施策編)	地方公共団体環境基本計画	その他の計画				
都道府県数	44	43	(97.7%)	37	0	6	5	26	6	1	(2.2%)
市町村数	1,615	923	(57.1%)	429	47	58	131	193	494	692	(42.8%)
指定都市等	98	93	(94.8%)	57	2	19	15	21	36	5	(5.1%)
指定都市等以外の市	675	479	(70.9%)	215	11	34	91	79	264	196	(29.0%)
町村	842	351	(41.6%)	157	34	5	25	93	194	491	(58.3%)
計	1,659	966	(58.2%)	466	47	64	136	219	500	693	(41.7%)

(注) 策定した計画が複数ある場合は、最も早期に具体的な数値目標を設定した計画により集計している。

また、再エネ導入促進計画を策定していない上記の693団体について、その理由をみたところ、図表12のとおり、再エネ導入促進計画を策定したいが、職員が少なく他の業務を優先させる必要があるため、策定していないとしている地方公共団体が514団体(693団体の74.1%)と最多数を占めるなどの状況となっていた。また、一部の地方公共団体は、長期的なエネルギー需給動向や送電網の整備等について不確定要素があるため、再生可能エネルギーの導入事業の採算性を考えると、計画を策定することに消極的となっていた。

図表12 再エネ導入促進計画を策定していない理由

区分	再エネ導入促進計画を策定していない団体数 (A)	再エネ導入促進計画を策定していない理由				
		計画を策定したいが、職員が少なく他の業務を優先させる必要があるため (B)	(B)/(A)	目標を設定したいが、管内の資源の潜在的な存在量が不明なため、先ずこの調査を行う必要があるため	国のエネルギー基本計画の改定内容を見て設定する予定であるため	その他
都道府県数	1	0	(0%)	0	1	0
市町村数	692	514	(74.2%)	73	23	82
指定都市等	5	2	(40.0%)	0	2	1
指定都市等以外の市	196	119	(60.7%)	31	10	36
町村	491	393	(80.0%)	42	11	45
計	693	514	(74.1%)	73	24	82

イ 地域における再生可能エネルギーの導入拡大に関する問題点

再エネ法は、再生可能エネルギーの導入拡大が地域の活性化に寄与することを目的の一つとしている。また、地方公共団体は、地域における雇用創出、産業の育成、地球温暖化対策等に係る施策として、再生可能エネルギーの導入拡大策を推進するなどしている。一方、会計実地検査を実施した一部の地方公共団体によれば、再生可能エネルギーの導入拡大に関して、国の助成制度、地形、気候、電力会社の系統規模等に起因する様々な問題点を抱えているとしている。

そこで、地方公共団体における再生可能エネルギーの導入拡大に関する問題点について、44都道府県及び19政令指定都市、計63団体から意見を聴取したところ、図表13のとおり、多種多様な内容となっている。このうち、国庫補助事業に関する問題点が数多く挙げられており、中でも「再生可能エネルギーに係る様々な国庫補助メニューを一本化あるいは交付金化できないか。」など補助金・財政支援に関する項目が68件と最も多くなっている。また、「国の補助事業の所管が複数にまたがることから情報収集が困難である。」など情報開示に関する問題点等が挙げられている。

そして、エネルギー基本法によれば、国はエネルギーの需給に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有するとされ、また、国及び地方公共団体は、エネルギーの需給に関し、相互に、その果たす役割を理解し、協力するものとしてされている。したがって、国においてエネルギーの需給に関する施策を総合的に策定・実施するためには、地方公共団体が抱える再生可能エネルギーに関する上記の

ような問題点について、地方公共団体と協力するなどして情報収集することが必要となる。

図表13 地方公共団体における再生可能エネルギーの導入拡大に関する問題点

区 分	項 目	意 見 の 具 体 例	件 数
国庫補助事業に関する問題	補助金・財政支援	再生可能エネルギーに係る様々な国庫補助メニューを一本化あるいは交付金化できないか。	68
	情報開示	国の補助事業の所管が複数にまたがることから、情報収集が困難である。	26
	人材確保	再生可能エネルギー政策を熟知した職員が不在のため、国から人材を派遣していただきたい。	6
再エネ法（固定価格買取制度）に関する問題	価格競争性	発電コストや導入コストが高いので、買取価格を高くする方向で検討願いたい。	37
	再エネ法の制度運用	固定価格買取制度について、実態を踏まえた価格設定や翌年度の買取価格・期間の早期公表を図る必要がある。	34
	系統接続・容量	送電容量が不足しているため、電力会社の系統への接続ができない事業者が出てきている。	21
	離島	全国画一的な政策ではなく、離島振興や過疎地域の活性化の観点、また地理的な優位性等を考慮し国の支援が必要である。	7
	住民の反対	メガソーラーの設置については、外国資本による電力参入や景観上の問題など住民の反対運動が生じている他県の例がある。	2
	上記以外の再エネ法に関する問題	太陽光パネルの大量廃棄が想定されるので、事業者に対して撤去・廃棄費用の積立を義務化する必要がある。	9
規制に関する問題	法令等	国立公園内の土地を有効活用できるよう、自然公園法の規制を緩和してほしい。	23
	環境影響評価	風力発電に係る配慮書手続の合理化など審査期間の一層の短縮を可能とするように制度を見直す必要がある。	3
その他国の事業に関する問題	国の取組の明確化	再生可能エネルギーの具体的な導入目標等を示した個別計画の策定をお願いしたい。	26
	技術上の制約	地熱・小型風力・小水力発電等再生可能エネルギーの導入コストの低減や実用化に向けた研究開発の加速化が必要である。	8
	電力の需給バランス	国のエネルギー施策として、系統安定化施設（蓄電池等）の導入を推進していただきたい。	1
計			271

(注) 複数回答である。

#### 4 所見

国は、エネルギー需給に関する施策を長期的、総合的かつ計画的に推進し、もって地球環境の保全に寄与することなどを目的としてエネルギー基本法を制定し、これに基づき基本計画を策定している。そして、23年3月に発生した東日本大震災を契機として、電力供給システムにおける再生可能エネルギーを含めた多様なエネルギー源の活用が改めて大きな課題となったことなどから、26年4月に基本計画を見直し、再生可能エネルギーに関しては、「2013年から3年程度導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進していく。」とする政策の方針を示していることなどから、再生可能エネルギーに関する

事業は今後も引き続き実施されるものである。については、以上の検査の状況を踏まえて、国及びNEDOにおいては、次の点について留意することが望まれる。

ア 再生可能エネルギーに係る国庫補助金等を所管する府省において、処分制限期間内に長期間休止している再エネ発電設備（補助）及び再エネ熱利用設備（補助）について地方公共団体等から適宜に報告を求めて、その稼働状況を把握するとともに、修理を速やかに行い再稼働させ、また、再稼働できない場合は速やかに廃止等の手続をとるよう地方公共団体等に対して助言する。

イ 国において、複数の府省が所管する様々な再生可能エネルギーに係る国庫補助金等に関する情報を一元化して、地方公共団体等に対して開示することを検討する。

ウ 認定設備（補助）に係る国庫補助金等を所管する府省において、再エネ事業者が認定設備（補助）で発電した電気を固定価格買取制度に基づき売電する場合は、国庫補助金等の交付目的を逸脱していないかなどについて、適宜、確認する。

エ 国において、再エネ導入促進計画を策定していない地方公共団体に対して再エネ導入促進計画を策定するよう助言することなどを検討する。

オ 国及びNEDOにおいて、再生可能エネルギーに関する事業を実施するに当たり、地域において生じている再生可能エネルギーの導入拡大に係る問題点についての情報を収集し、必要に応じてこれらに対する対策を講ずることに努める。

会計検査院としては、今後とも、国における再生可能エネルギーに関する事業の実施状況等について引き続き注視していくこととする。